

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和7年1月7日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和7年1月7日

岐阜県知事　古田　肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）アクロスプラザ関

関市平賀第二土地区画整理地12街区1画地の一部　他

2 意見の概要

関市長の意見

・防犯・交通安全対策

等